

2025年大阪・関西万博を契機とした徳島県への誘客促進業務 に係る業者選定プロポーザル募集要項

1 業務概要

(1) 業務の目的

2025年4月13日から10月13日までの184日間、夢洲（大阪市此花区）で開催される大阪・関西万博では、会期中2,820万人（うち海外350万人）の来場者が見込まれている。

この大阪・関西万博は、徳島県に比較的近い場所に世界中から多人数が長期間集まる大規模イベントであることから、このような千載一遇の機会を捉えた積極的な誘客施策として、関西地域（大阪/兵庫/京都/和歌山）と徳島県を繋ぐ高速バス及びフェリー料金割引を円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

(2) 業務名称

2025年大阪・関西万博を契機とした徳島県への誘客促進業務

(3) 業務内容

別添「2025年大阪・関西万博を契機とした徳島県への誘客促進業務仕様書」のとおり

(4) 事業主体

徳島県

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(6) 委託上限額

36,000千円（消費税及び地方消費税含む）

（内訳）

令和6年度 4,000千円（消費税及び地方消費税含む）

令和7年度 32,000千円（消費税及び地方消費税含む）

なお、令和7年度の委託上限額32,000千円のうち、25,000千円は、割引原資とする。

2 業務仕様

別添「2025年大阪・関西万博を契機とした徳島県への誘客促進業務仕様書」を参照のこと。

3 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 単独企業

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者であること。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

オ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

カ 本プロポーザルに関して、3（2）に定める共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

（2）共同企業体（JV）による参加の場合

ア 全ての構成員が、3（1）ア～キに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

4 参加申込み手続き

（1）募集要項等の配布

ア 配布期間：公募開始日から令和6年12月18日（水）午後5時まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

① 募集要項

下記（4）の事務局で配布するほか、徳島県HPからダウンロードできる。

徳島県HP：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/nyusatsu/itaku/7245870/>

② 2025年大阪・関西万博を契機とした徳島県への誘客促進業務 基礎情報

下記（4）の事務局で配布又は、電子メールで配布する。

なお、電子メールでの配布を希望する場合は、下記（4）の電子メールアドレス宛へ、担当窓口の部課名、氏名、電話及び電子メールアドレスを明記し、申込みを行うこと。また、送信後には必ず、電話にて着信確認を行うこと。

（2）参加申込み

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、令和6年12月18日（水）までに、別紙様式「参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにより事務局まで提出すること。

（3）企画提案書の提出

令和7年1月8日（水）午後5時までに、6（1）～（3）に記載する書類等を各8部、6（4）に記載する資料は1部を、持参又は特定記録郵便（必着）で郵送すること。

（4）提出先（事務局）

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部万博推進課 推進担当

電話：088-621-2364 ファクシミリ：088-621-2934

電子メール：bampakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

5 質問の受付及び回答

（1）質問の受付期間

公募開始日から令和6年12月18日（水）午後5時まで

(2) 質問の方法

電子メールにより、4 (4) に提出 (任意様式) すること。件名は「2025年大阪・関西万博を契機とした徳島県への誘客促進業務業務に関する質問」とすること。

なお、質問文書には、担当窓口の部課名、氏名、電話及び電子メールアドレスを明記し、送信後には必ず、電話にて着信確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答

令和6年12月24日(火)に参加申込みをしたすべての者に対して行う。

ただし、関係者等への確認を要する質問で、期限までに回答できない場合、その質問に関する回答のみ後日行う可能性がある。

6 企画提案書の作成について

提案書は、次の(1)が18枚以内、(2)が2枚以内、(3)が3枚以内、それぞれA4サイズとする。ただし、表紙及び事業者概要に係る既存のパンフレット等は枚数に含めない。(自由様式)

(1) 企画提案書

企画提案書には、次のア～ケを記載すること。

ア 万博会場を核とした誘客促進事業における交通割引クーポン (案)

※ 企画提案書では、日本語のみの表記でも可能とする。ただし、その場合は、併記する英語のスペースを考慮したデザイン (案) を提案すること。

イ 万博会場を核とした誘客促進事業におけるホームページ (案)

※ 企画提案書では、日本語のみの表記でも可能とする。

ウ 万博会場を核とした誘客促進事業における事前の広報活動 (案)

エ 万博会場を核とした誘客促進事業における期間中の広報活動 (案)

オ 国際定期便就航を契機等とした誘客促進事業における窓口等掲示ツール (案)

※ 企画提案書では、日本語のみの表記でも可能とする。ただし、その場合は、併記する英語、中国語 (繁体字)、韓国語のスペースを考慮したデザイン (案) を提案すること。

カ 国際定期便就航を契機等とした誘客促進事業における広報ツール (案)

※ 企画提案書では、日本語の表記でも可能とする。

キ 問合せ窓口の設置 (案)

※ 窓口の設置体制、言語ごとの窓口への問合せ方法、対応可能時間などについて、提案すること。

ク 業務の実施体制・実施スケジュール (案)

ケ その他、自由提案

本業務を委託上限額内において、より効率的、効果的に遂行できる提案があれば、自由に提案すること。(例：デジタルクーポン・デジタルチケットの導入など)

(2) 見積書

見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

令和6年度と令和7年度の見積書は別に作成すること。

なお、令和7年度の見積書には、割引原資として、25,000千円を計上すること。

(3) 事業者 (提案者) の概要及び実績

ア 事業者 (会社、団体) 概要 (既存のパンフレット等でも可)

イ 類似案件の実施実績

(4) その他の提出資料

- ア 直近2期分の決算書又は税務申告
(設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書)
- イ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明
(発行後3ヶ月以内)
- ウ 都道府県税について未納がない旨の証明 (発行後3ヶ月以内)
- エ 共同企業体(JV)にあっては、共同企業体協定書の写し

7 企画提案書を選定するための評価方法等

(1) 評価方法

応募書類の評価(採点)は、提出された企画提案書について、別に設置する委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が行う。

選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

応募書類の評価(採点)は、企画提案書による書面審査を基本とする。選定委員会から質問がある場合は、回答期間を設定し、質問状を送付する。ただし、詳細な提案内容の説明等が必要と判断した場合は、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。この場合の詳細は、提案者に別途通知する。

(2) 選定のための評価基準

審査にあたっては、以下の「評価基準」により、総合的に評価し、最優秀提案者(及び次点者)を選定する。最優秀提案者は、特段の理由がない限り、契約候補者に決定する。

評価項目	評価内容	配点
業務の理解度	・ 企画提案の内容全体が、業務の目的、趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。	20
企画提案の企画力及び実効性	・ 企画提案のそれぞれの内容が創造的なものとなっているか。 ・ 企画提案のそれぞれの内容が具体的で説得力があり、成果が期待できるものであるか。	25
業務実施体制	・ 企画提案の業務実施体制に関する内容が円滑かつ確実に業務を実施できるものとなっているか。	20
業務実施スケジュール	・ 企画提案の業務実施スケジュールに関する内容が円滑かつ確実に業務を実施できるものとなっているか。	20
経費積算の妥当性	・ 企画提案の内容、期待される成果から見て、見積額及び積算根拠は妥当であるか。	15
合 計		100

(3) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定する。

(4) 評価結果

評価結果は、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知するとともに、最優秀提案者の名称を徳島県HPにて公表する。

(5) 評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ・ 3に記載する参加資格を満たさない者
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 2案以上の企画提案をした場合
- ・ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ・ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

8 契約に関する事項

(1) 最優秀提案者は、徳島県観光スポーツ文化部万博推進課長（以下、「万博推進課長」という。）から、その旨を通知した後、速やかに契約を締結する。

なお、企画提案書はあくまでも提案者の企画力、実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、最優秀提案者であっても、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

(2) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

- ① 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。
- ② 成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。

9 その他の留意事項について

- (1) 企画提案書提出の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、万博推進課長の了解を得ないで公表、又は使用してはならない。